

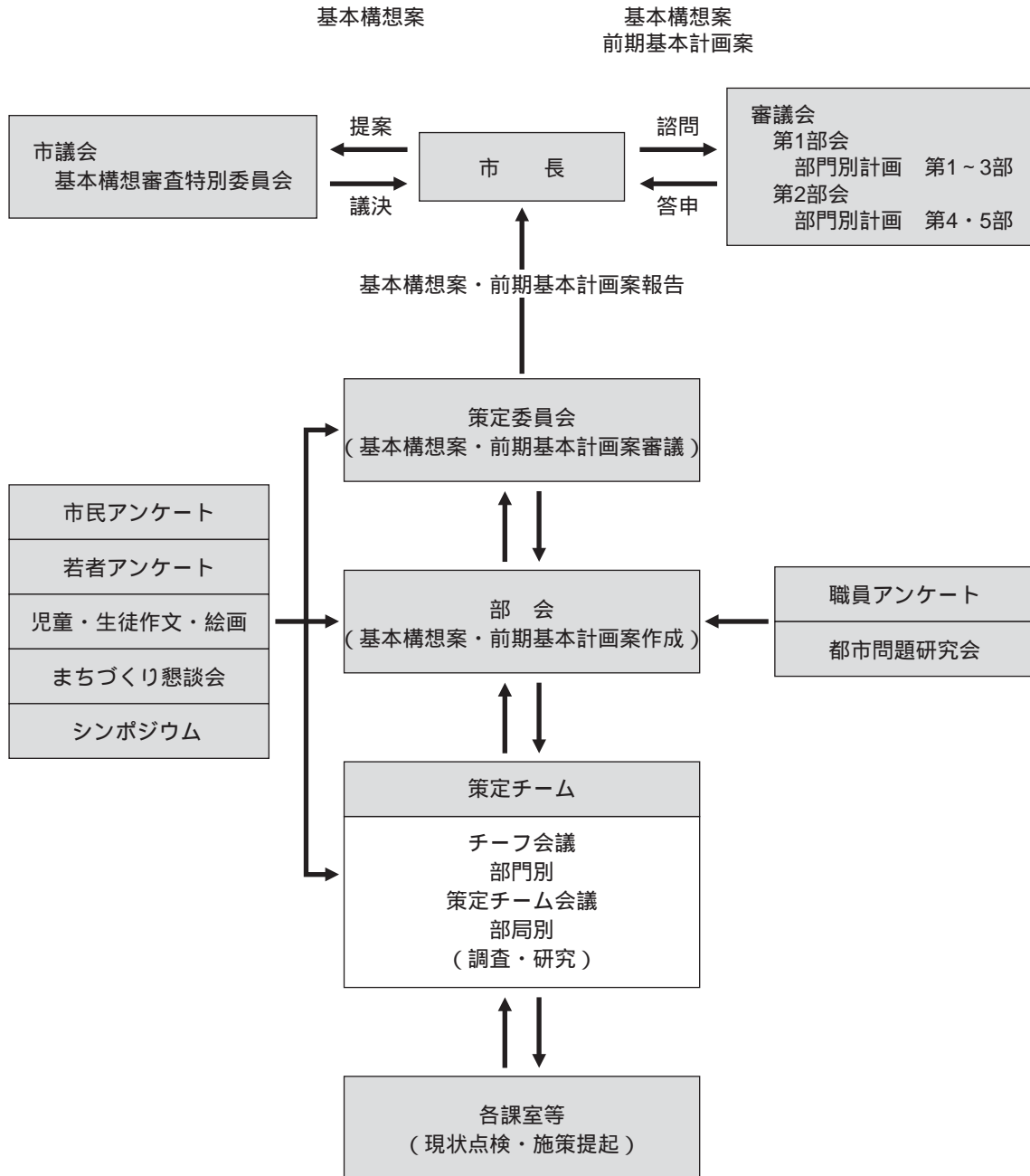
東大阪市第2次総合計画

資料編

東大阪市第2次総合計画策定の取り組み経過

平成7年度	<p>市立小・中学校の児童・生徒から作文・絵画募集</p> <p>小学生 作文：234点 絵画：546点</p> <p>中学生 作文：408点 絵画：30点</p> <p>「新総合計画策定の基本的方針」庁議決定（H8.2）</p>
平成8年度	<p>企画部総合計画策定課の設置</p> <p>総合計画策定の庁内組織の設置</p> <p>策定委員会(部長職) 6部会(課長職) 28策定チーム(係長職)</p> <p>職員アンケートの実施(H8.10) 標本数905 回収数756</p> <p>市民アンケートの実施(H8.11) 標本数4,197 回収数2,070</p> <p>都市問題研究会で「新総合計画策定のあり方」を調査研究</p>
平成9年度	<p>「21世紀の東大阪市のまちづくりをともに考える地域懇談会」の開催(H9.6～11)</p> <p>校区自治連合会 45会場 参加者4,086人</p> <p>各種団体 5団体 参加者 478人</p> <p>都市問題研究会で「新総合計画の枠組み」を調査研究</p>
平成10年度	<p>若者アンケートの実施(H10.4～7)</p> <p>日新高校 樟蔭東短大 大阪商業大学 近畿大学 回収数832</p> <p>新総合計画策定シンポジウムの開催(H11.2.24) 文化会館</p> <p>都市問題研究会で「めざすべき都市像」を調査研究</p>
平成11年度	<p>基本構想素案、前期基本計画素案の策定(H11.5.21)</p> <p>総合計画審議会に諮問(H11.7.7)</p> <p>第2次総合計画特集号(基本構想案概要版)を全戸配布(H11.7.15)</p>
平成12年度	<p>総合計画審議会から答申(H12.5.25)</p>
平成13年度	<p>施策推進計画策定(計画期間 平成13～14年度)</p>
平成14年度	<p>基本構想案・前期基本計画案の時点修正(H14.9)</p> <p>基本構想案を第2回定例会に提案(H14.10.1)</p> <p>基本構想審査特別委員会設置</p> <p>基本構想議決 第3回定例会(H14.11.27)</p> <p>前期基本計画決定(H15.1.21)</p>

第2次総合計画策定フロー



地方自治法（抜粋）

第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、それに即して行なうようにしなければならない。

総合計画の策定経過

基本構想 議 決 昭和53年10月 目標年次 昭和70年代 基本理念：人間尊重に根ざした市民都市の創造 都 市 像 1．市民自らがつくりあげるまち 市民自治都市 2．安全で豊かな生活空間を創造するまち 市民環境都市 3．健康で生きがいを感じるまち 市民福祉都市 4．生活の場と調和した産業のまち 市民産業都市 5．人間性豊かな市民と文化をはぐくむまち 市民文化都市	
基本計画 策 定 昭和55年12月 目標年次 昭和65年(平成2年) 構 成 総論、部門別計画	実施計画 第1次 昭和56～58年度 第2次 昭和59～61年度 第3次 昭和62年度 第4次 昭和63～平成2年度 (平成元年3月見直し)
新基本計画 策 定 平成2年10月 目標年次 平成12年 構 成 総論、部門別計画、地域別計画	実施計画 第1次 平成3～5年度 第2次 平成6～8年度 第3次 平成9～11年度 第4次 平成11～12年度
	施策推進計画 計画期間 平成13～14年度

東大阪市総合計画審議会規則

昭和43年6月1日
東大阪市規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年東大阪市条例第15号）第2条の規定に基づき、東大阪市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 公共的団体その他の団体の役員又は職員
- (4) 本市職員
- (5) 前各号のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、総合計画策定の審議に関する事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順序により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置き、本市職員のうちから、市長が任命する。

2 幹事は、議案について意見を述べるほか、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶 務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委 任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和44年4月8日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和52年11月1日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和54年12月10日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成11年3月31日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

平成 1 1 年 7 月 7 日

東大阪市総合計画審議会
会 長 石田 榮仁郎殿

東大阪市長 長尾 淳三

東大阪市第 2 次総合計画基本構想及び前期基本計画について(諮問)

執行機関の附属機関に関する条例の第 1 条に基づき、東大阪市第 2 次総合計画基本構想及び前期基本計画を定めるため、下記のとおり諮問します。

記

1 . 東大阪市第 2 次総合計画基本構想 (案) 及び前期基本計画 (案) について

諮 問 趣 旨

第 2 次総合計画基本構想および前期基本計画は、21 世紀初頭の本市まちづくりの基本的な方向を明らかにするものであるとともに、新時代を切り拓く重要な計画である。

本市では、昭和 53 年に策定した基本構想の基本理念である「人間尊重に根ざした市民都市の創造」の実現をめざし、市民とともに市政の推進に努めてきた。

21 世紀を目前に、現計画が平成 12 年度に終了することから、社会経済情勢や新たな課題に適切に対応するとともに、21 世紀の社会潮流をも見据えた、現計画に替わる新たな計画素案を市の策定委員会でまとめたところである。

そこで、市民生活とも深く関わる総合計画の策定にあたっては、広く各界、各層の意見を取りいれて策定する必要があるため、東大阪市総合計画審議会を設置し、この内容についてご意見を賜りたく諮問するものである。

平成12年5月25日

東大阪市長 長尾 淳三殿

東大阪市総合計画審議会
会長 石田 榮仁郎

東大阪市第2次総合計画について(答申)

本審議会は、平成11年7月7日付け東大阪市企総第2号をもって諮問のありました東大阪市第2次総合計画について、市民の意見や提案等を十分配慮し、21世紀にふさわしい東大阪市のあるべき姿を慎重に審議した結果、別冊答申書のとおり結論を得ましたので、ここに答申いたします。

東大阪市のまちづくりは、活発な市民活動との連携、地球環境問題への対応、少子高齢化時代に対応した個性と活力のある都市づくりに加えて、計画的かつ効率的な行財政運営や地方分権への潮流など、重要な課題に対応すべき変革期を迎えています。こうした中で、今回諮問された第2次総合計画は、21世紀への本市の将来を方向づける重要な役割を担う計画で、「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」の実現を目指して、市民と行政が一体となって進めて行かねばなりません。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮され、最大限努力されることを要望します。

記

1. 市民参加を基本とすること

「まちづくりは市民自らが行う」という市民自治の考え方をまちづくりの原則に置き、常に情報の提供と市民との交流に努め、市民主体のまちづくり手法を確立されたい。

特に、地域別計画の拠点となるリージョンセンターにおいて、多くの市民の円滑な参加が図られるよう、格段の努力をされたい。

2. 次世代に伝える環境を大切にすること

地球環境への負荷の少ない循環型の社会システムの構築に向けて、行政のリーダーシップのもとに市民・事業者がそれぞれの責務を果たしながら、一体となって、地域の良好な環境の保全と創造を図り、これを次世代に継承できるよう、格段の努力をされたい。

3. 安全で安心して、住み続けられる都市を実現すること

阪神・淡路大震災の教訓から、災害に強い河川・道路等の都市基盤や密集市街地の整備を進めるとともに、お年寄りが生きがいを持って暮らし、子ども達がすくすく育つ、市民がともに助け合う地域社会を形成することによって、安全で安心して住み続けられる都市を実現されたい。

4. 「元気都市推進構想及び同計画」の実現を目指すこと

「元気都市推進構想及び同計画」で示されている「ラグビーのまち」、「モノづくりのまち」、「うるおいと風格のあるまち」、及び「開かれたまち 活力ある行財政運営」の4つの計画は、21世紀の本市にとって欠くことの出来ないまちづくりの重要な目標と考えます。このため市民と協働で創意工夫しながら、行政の各部門が全庁一体となった体制のもとで、重点的、横断的に推進し、実現に努められたい。

5. 効率的な行財政の運営に取り組むこと

成熟化する社会経済情勢にあって、限られた財源のもとに高度化する行政需要に対応していくには、効率的な行財政の運営が不可欠です。このため、これまでの慣行にとらわれない柔軟な発想で、職員の能力開発、組織・人事の改善、事務事業の簡素化、民間との連携など、地方分権を視野においた行財政全般にわたる改革に向けて、大胆に取り組まれたい。

なお、審議会における意見のまとめとして、「総合計画審議会における意見集」及び「総合計画審議会における実施段階で留意すべき意見集」を添付しますので、計画の実施にあたっては十分留意されるよう求めます。

東大阪市総合計画審議会審議経過

年月日	全 体 会		調整会議等
	第1部会	第2部会	
平成 11. 7. 7	第1回 委員の委嘱 会長・副会長の選出 基本構想案・前期基本計画案の諮問 今後の運営方法等について		第1回正副会長会議 審議会運営及び日程について
7.15	第2回 審議会運営及び日程について 部会の構成について 基本構想「総合計画策定の背景」「第2次総合計画の目標」 前期基本計画「計画の基本枠組」		第2回正副会長会議 部会の運営方法等について
7.26	第3回 部会の構成について 基本構想「元気都市推進構想」「施策の大綱」 「地域別整備構想」 前期基本計画「元気都市推進計画」		第1回調整会議 部会の運営について
8. 9	第4回 基本構想「施策の大綱」「地域別整備構想」		第2回調整会議 部会の日程について
10. 7			第3回調整会議 中間まとめについて 部会の運営及び日程について 特集号市民意見のまとめについて
11. 2	第5回 中間まとめについて 部会の運営及び日程について 特集号市民意見のまとめについて		
11. 8		第1回 「活力ある産業社会を切り拓く まちづくり」 中小企業活性化の推進 都市型産業の振興	
11.11	第1回 「市民が主体となったまちづくり」 市民自治のまちづくり 人権尊重と平和のまちづくり		
11.16		第2回 「活力ある産業社会を切り拓く まちづくり」 産業活性化のための環境の整備 消費生活の充実	
11.18	第2回 「市民が主体となったまちづくり」 都市行政の総合的な推進		
11.26	第3回 「市民文化を育むまちづくり」 市民文化の創造 交流文化の創造 生涯学習環境の充実		
11.29		第3回 「安全で住みよいまちづくり」 魅力ある都市環境の形成	
12.1.12		第4回 「安全で住みよいまちづくり」 総合的な都市交通環境の充実	
1.14	第4回 「市民文化を育むまちづくり」 学校教育の充実 青少年が健やかに育つまちづくり スポーツ・レクリエーションの 推進		

年月日	全 体 会		調整会議等
	第 1 部会	第 2 部会	
1.17		第 5 回 「安全で住みよいまちづくり」 災害に強いまちづくり	
1.19	第 5 回 「健康と市民福祉のまちづくり」 健康で元気な市民づくり 地域福祉のまちづくり 健やかに子どもを育む福祉の 充実		
1.24		第 6 回 「安全で住みよいまちづくり」 暮らしを支える環境づくり 第 1 回小委員会 部会意見の整理	
1.26	第 6 回 「健康と市民福祉のまちづくり」 長寿社会を支える福祉の充実 障害者(児)福祉の充実 生活自立の援助 第 1 回小委員会 部会意見の整理		
2. 4		第 2 回小委員会 部会意見の整理	
2.10	第 2 回小委員会 部会意見の整理		
2.17	第 7 回 総括審議		
2.21		第 3 回小委員会 部会意見の整理 第 7 回 総括審議	
2.29	第 6 回 部会審議の報告		
4. 4	第 7 回 前期基本計画「地域別計画」		
4.13	第 8 回 前期基本計画「地域別計画」		
4.20	第 9 回 前期基本計画「地域別計画」のまとめについて 総括審議 起草委員会の設置について		第 1 回起草委員会 意見の整理 基本構想案、前期基本計画案の 修正案について 答申案について
4.27			第 2 回起草委員会 基本構想案、前期基本計画案の 修正案について 答申案について 審議会意見集について
5. 8	第10回 基本構想案、前期基本計画案の修正案について 答申案について		
5.25	基本構想、前期基本計画を答申		

東大阪市総合計画審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	部会	役職名	備考
秋友 理三郎	1	東大阪労働組合総連合代表	H11.9.30まで
浅川 健造		東大阪市議会議員	
浅田 修	2	東大阪市農業委員会会長	
阿蘇 佳子	2	公募委員	
安藤 嘉教	2	東大阪市を緑にする市民の会事務局次長	
飯田 榮二	1	東大阪市社会福祉協議会副会長	
石田 榮仁郎	1	近畿大学法学部教授	
宇田 忠正	1	東大阪市議会議員	
内海 公仁	2	東大阪市議会議員	
大友 昌志	1	東大阪市保健医療問題協議会代表	
大野 政一	1	東大阪市青少年対策市民推進委員会会長	H11.9.30まで
大南 裕靖	2	東大阪市収入役	
織田 誠		東大阪市議会議員	
加未 シズ子	2	東大阪市消費者団体協議会会長	
河合 明人	2	東大阪青年会議所理事長	
川西 主	1	東大阪市民会議プランニングチーム代表幹事	
栗本 広美	1	東大阪市男女共同参画社会推進懇話会代表	
小泉 玲紫	1	東大阪市文化連盟相談役	
湖中 齊	2	東大阪商工会議所専務理事	
佐和 良作	2	大阪商業大学商経学部教授	
柴田 全敏	1	東大阪市助役	H11.10.21から
高畑 和正	2	連合東大阪地区協議会議長代行	
滝住 光二	1	東大阪市文化財保護委員会副会長	
田口 義明	1	東大阪市議会議員	
龍本 千賀子	1	東大阪市PTA協議会代表	
田中 久孝	1	自治労東大阪市労働組合特別執行委員	
谷 真琴	2	東大阪市職員労働組合中央執行委員長	
田村 卓司	2	大阪府企画調整部企画室主幹	
土井 幸平	2	大阪市立大学工学部教授	
戸山 隆明	1	東大阪市体育連盟理事長	
鳴戸 鉄哉	1	東大阪市議会議員	H11.10.21から
野田 義和	2	東大阪市議会議員	
林 二郎	1	東大阪労働団体連絡協議会事務局次長	
平井 夕力ネ	1	奈良女子大学文学部教授	
平田 幸隆	2	公募委員	
牧里 毎治	1	大阪府立大学社会福祉学部教授	
松平 要	2	東大阪市議会議員	
水口 和明	1	大阪府同和事業促進協議会理事	
森 茂	1	東大阪市自治協議会会長	
吉田 育弘	1	公募委員	

会長 副会長 部会長 副部会長

専門委員

安藤 元夫 近畿大学理工学部教授
 石田 信博 大阪商業大学商経学部教授
 吉井 典子 樟蔭東女子短期大学助教授

基本構想審査特別委員会委員名簿

委員長	野田 義和
副委員長	西田 和彦
委員	塩田 清人 東口 まち子 松平 要 秋月 秀夫 田口 義明 鳴戸 鉄哉 内海 公仁 大野 一博 浅川 健造 宇田 忠正

基本構想審査特別委員会審査経過

年月日		内 容
平成14年 10月23日	第1回	基本構想
10月28日	第2回	前期基本計画 総論、部門別計画 第1部・第2部
10月31日	第3回	前期基本計画 部門別計画 第3部・第4部・第5部
11月 8日	第4回	総括審議
11月14日	第5回	修正案について 可決

用語説明

	用語	解説
あ	アイデンティティ	地域の自然、歴史や伝統に根ざした個性、独自性
	アセスメント	公害の発生、自然環境の破壊など環境保全に重大な支障をもたらすことのないように、当該行為による環境への影響を事前に調査、予測、評価すること
	アミューズメント機能	娯楽や遊戯といった人々の生活に楽しみを持たせるもの
い	インテリジェント業務施設	高度情報化社会に対応した情報処理機能を有するオフィスビルなどの建物や関連する施設
	インナーシティ問題	大都市の中心部で夜間人口の減少やスラム化等により、治安や経済環境が悪化して、重要な都心地域が衰退する問題
か	学級崩壊	児童、生徒の問題行動によって学級運営が円滑に行われなくなった状況
	環境型産業	環境への負荷の軽減に資する商品・サービスの提供、技術・システムの開発・提供する産業やそれらを活用して、環境に配慮した社会経済活動を行なう産業
	環境阻害空間	市街地における空き地など快適な環境を阻害している空間
	環境マネジメントシステム	企業が環境対応の生産・サービス・経営を行うため、環境保全に関する方針や目標などを自ら設定し、達成に向けて取り組んでいく工場・事業場内の体制・手続などの仕組み。例えば、ISO14001は環境マネジメントシステムに関する国際規格である
	カウンセリングマインド	相談、助言、心理療法などを通じて、成長や適応に対する問題を抱えた児童、生徒の成長を援助するという心を持った接し方
き	キャブシステム	電線地中化方式の1つで、地下に設けたU字溝に電気・電話・CATVなどの電線・回線類を収めたもの
け	下水高度処理水	高度に処理した下水で、これまでの汚濁物だけでなく、窒素・リンといった栄養塩類も除去されたもの
こ	子育て支援センター	地域での子育てを支援するため、保育所を保育機能のみならず相談、交流、支援といった多機能を有するすべての子どもや子育て家庭の支援センターとして整備した子育て・子育ての地域中核施設
	コーホート要因法	コーホート(ある一定期間に出生した集団)の時間的変化をもとにして将来の人口を推計する方法。ある年齢集団の数に生残率と移動率を掛け合わせて、当該年齢集団の5年後の数を集計し、この操作をすべての年齢集団に行い目標年度の人口を推計する。
	コンベンション機能	大会や会議、イベントなどある共通の目的を持って一定の場所に多くの人々が集まることのできる機能
さ	在宅介護支援センター	高齢者の在宅介護に関して、市の福祉サービスや専門家による相談・指導が常時受けられる施設
し	小地域ネットワーク活動	ひとり暮らしの高齢者など要援護者が、地域で安心して生活ができるよう近隣住民が中心となって日常生活の見守りなど支え合い、助け合う地域活動

	用語	解説
し	新興・再興感染症	新興感染症とは、1970年以降に発見されたラッサ熱ウイルスやC型肝炎ウイルスなどの新興ウイルスによる感染症を指す。また、エボラウイルスのように過去に一度出現し再び表れる再出現ウイルスによる感染症を再興感染症という
	事務事業評価	行政の事務事業について、事前、実施中または事後に、一定の基準や指標を持って妥当性や達成度、成果を判定して、効率性の向上を図る制度
	循環型社会	廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される社会
	情報リテラシー	パソコンなどの情報機器を操作できて、デジタルネットワーク社会に適應できる能力
	人材バンク	優れた知識や技術等を有する市民を発掘、養成し、生涯学習の指導者に活用するための登録制度
	ジェトロ	日本貿易振興会の略称で、日本の貿易振興のための諸事業を行う特殊法人で、海外市場の調査、日本商品のPRなどを行う。JETRO (Japan External Trade Organizationの略)
	ジャストインタイム	部品の在庫を持たずに、指定時間に合わせて部品を納入させる方式
せ	生産緑地	良好な都市環境を形成するため、市街化区域内にある農地の内、保全する農地(生産緑地)として指定されたもの。30年間宅地への転用が制限されるが、固定資産税の宅地並み課税の適用は受けない
	セクシュアルハラスメント	男性が言葉や行動によって女性の嫌がることをしたり、自尊心を傷つけたりする性的嫌がらせ(略:セクハラ)
	セミナーハウス	学校等での研究・演習および交流を行う施設
そ	総合衛生管理システム(HACCP)	食品の製造・加工段階において発生の恐れのある微生物汚染等の危害について分析し、それに対応するうえで特に対策が必要な重点管理点を見出し、そこへの監視を強化して安全性の確保を図るという衛生管理の新しい方式 (Hazard Analysis and Critical Control Pointの略)
ち	地方分権	地方自治体の自主・自立性が十分に発揮でき、個性と魅力あるまちづくりが行えるよう、国に集約されていた権限を地方自治体に移譲すること
	中小企業都市連絡協議会	中小企業が集積する都市が集まり、産業空洞化に対応した地域産業の振興を図ることを目的にした協議会。本市が提唱し参加構成市は、川口市・墨田区・大田区・蕨市・岡谷市・浜松市・八尾市・東大阪市・尼崎市・岡山市である
	中心市街地活性化法	大型店の郊外進出等による都市中心部の疲弊に対処するための法律(1998施行)で、まちづくり会社の設置や市民参加などにより、商店街の意欲的な店主の動きを結集することにより、総合的な都心の活性化を図ることを目的にしている

	用語	解説
て	デイサービスセンター	在宅の介護を必要とする高齢者に対して、施設への通所や訪問等の方法により基本的な生活指導、日常動作訓練等の事業や入浴、給食のサービスを行うセンター
と	動物由来感染症	ペットや家畜等の動物によって引き起こされるオウム病（クラジミア感染症）などの感染症
	都市型工業	都市部において周辺環境と調和しつつ、経済的立地条件を生かした工業
	都心居住機能	都心の快適さや住みやすさを活かした魅力ある居住の効果。高齢者や郊外への転出者が、都心で快適に暮らすことが望まれてきている
な	内分泌かく乱化学物質	体内で作られるホルモンとは異なり、環境中において体内に取り込まれホルモンに似た働き、もしくは、ホルモンの分泌に影響を及ぼす物質。ダイオキシン、DDT、PCGなどがある
に	ニッチ市場	既存の産業間でニッチ=すきまがあいている市場のこと。誰も目をつけていないか、あまり開発されていない部分に新製品や独自の工夫で進出するビジネスの分野
の	ノーマライゼーション	全ての人々が共に生活し互いに助け合う社会を実現するため、若者も高齢者も、障害のある人もない人も、共に平等に社会の一員として生活し活動できる地域社会づくりをめざす考え方
は	バリアフリー	建物内や歩道の段差などの物理的障壁とともに、各種制度や人々の意識など社会的障壁を取り除き、高齢者や障害者が自由に社会参加できるようにする考え方
ふ	ファクトリーツアー	工場見学などモノづくりに触れることを目的とした観光
	プレホスピタル・ケア	救急隊員による病院到着までの病院前救護
へ	ベンチャー企業	新技術や高度な知識を基本に、大企業では実現しにくい創造的・革新的な経営を展開する小企業
ほ	ホームヘルプサービス	家事援助から介護までの在宅介護サービスのことで、具体的には、食事援助、衣類管理・清掃、入浴・排泄、通院等のサービス
	ホスピタリティ	旅行者などの地域を訪れる人々に対して、地域の人々が快く迎え、親切にもてなすこと
ま	街づくり三法	大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、都市計画法の3つの法律で、都心の商業施設、住宅・業務等を総合的に街づくりを進めるために、都市計画法を含めて、連携させたもの
	マイスター制度	ドイツの徒弟制度から生まれたもので、優秀な技術を持った人材の認定制度。我が国でも優秀な技術者を顕彰する等の制度として使われている
	マニフェスト制度	産業廃棄物の不法投棄を防止するため、排出事業者が「マニフェスト（管理票）」によって、処理委託した廃棄物の運搬から処分までの流れを自ら把握するとともに、当該廃棄物の性状等の情報を処理業者に伝達する制度
み	密集市街地	老朽化した木造住宅などが密集して、防災上危険と判断される地域

	用語	解説
ら	ライフステージ	幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けられる人生の各段階
	ライフスポット	災害時にライフラインが途絶した時でも自立した生活を送ることができるように、各地域で必要とする水・食糧・衣類・毛布・熱源・電源などを蓄えた防災拠点
	ランドマーク	地域のシンボルとなる象徴や目印となる建造物
り	リージョンセンター	東大阪市において、市民の交流を図る市民プラザと行政サービスセンターの機能を併せ持つコミュニティ施設
ろ	ロードサイド	幹線道路沿道における商業施設等の立地環境の総称
	ローリングシステム	中・長期にわたる計画において、社会経済情勢や財政状況などの変化に対応した見直し修正を行えるよう、一定の計画期間区切って計画を推進する方法
I	I S O 認証	国際標準化機構（I S O）が定めた製品などの国際規格。品質保証規格であるISO9000シリーズや企業の環境管理や環境監査規格であるISO14000シリーズ等がある。
N	N G O	公益のために自主、自発的に活動する非政府組織、民間団体 (Non Government Organizationの略)
	N P O	公益のために自主、自発的に活動する民間の非営利団体 (Non Profit Organizationの略)

東大阪市 第2次総合計画

編集・発行

平成15年2月

東大阪市総合計画推進対策室

〒578-0925

大阪府東大阪市稲葉1丁目1番1号

TEL0729-62-1331（代表）

URL<http://www.city.higashiosaka.osaka.jp>

庁舎移転後（平成15年5月）

〒577-8521

東大阪市荒本北50番地の4

TEL06-4309-3000（代表）
